

議案第42号

## 静岡市中小企業・小規模企業振興条例の制定について

静岡市中小企業・小規模企業振興条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市中小企業・小規模企業振興条例

静岡市は、南アルプスから駿河湾に至る豊かな自然環境に恵まれ、また東西の交通の要衝という地理的な要件も相まって、古くから文化的、経済的に重要な拠点として発展してきました。

今日、このまちでは、駿府の職人の技術を受け継ぐ木工業が栄え、また清水港の国際化に伴って造船業、食品関連産業、機械器具製造業などが発展し、それら多様な製造業が現代におけるものづくりの拠点をかたちづくっています。さらには、古くから人やものの交流により育まれてきた全国屈指の商都として卸売業や小売業、サービス業が栄えるなど、幅広い分野の産業が多彩にバランスよく集積しています。

これらの産業に支えられたこのまちでは、市内の企業の大多数を占め産業の中核をなす中小企業・小規模企業が、その企業活動により経済と雇用を支えるだけでなく、地元に着した社会貢献活動の主体として、地域のまちづくりにおいて重要な役割を担っています。

しかしながら、今日、経済のグローバル化や技術革新の進展、人手不足や後継者不足といった人材に関する問題の深刻化など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の下、中小企業・小規模企業が将来にわたり、持続的に発展し、市内で事業活動を継続していくためには、中小企業・小規模企業の主体的かつ積極的な経営の向上に向けた取組に加え、市、中小企業・小規模企業等支援機関、大企業、金融機関、教育機関等及び市民が、それぞれの役割を踏まえて協働して取り組むことが必要です。

そこで私たちは、地域社会が一体となって中小企業・小規模企業の重要性を共有し、その振興に取り組むため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業等の振興について、基本理念を定め、市、中小企

業・小規模企業等、中小企業・小規模企業等支援機関、大企業、金融機関、教育機関等及び市民の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業等の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業等の振興とその持続的な発展を総合的に推進し、もって経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業等 中小企業・小規模企業及び中小企業団体をいう。
- (2) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の規定による商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合その他の中小企業・小規模企業を構成員とするこれらに類する団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業・小規模企業等支援機関 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項に規定する指定法人その他の中小企業・小規模企業等の経営に関する支援を行う団体であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する者であって、市内に校舎等を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業等の創意工夫及び自主的な努力が促進されること。

(2) 中小企業・小規模企業等が地域の経済、雇用、まちづくり等の担い手として重要な役割を果たしているという認識の下に行われること。

(3) 市、中小企業・小規模企業等、中小企業・小規模企業等支援機関、大企業、金融機関及び教育機関等が連携し、市民の協力を得て一体となって行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業等の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 前項の規定による施策の推進に当たっては、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

3 第1項の規定による施策の推進に当たっては、創業から経営の安定に至るまでの中小企業・小規模企業等の成長の段階並びに中小企業・小規模企業等の活動に携わるべき人材の成長の段階並びに知識及び経験に応じたものとなるよう配慮するものとする。

4 市が行う工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、契約の透明性及び競争の公正性の確保並びに予算の適正な執行に留意しつつ、地域の経済及び雇用の動向に十分配慮し、中小企業・小規模企業等の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業等の努力)

第5条 中小企業・小規模企業等は、基本理念にのっとり、経済的及び社会的な環境の変化に対応するため、主体的かつ積極的に経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業等は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域における雇用の安定及び担い手の育成のため、人材の確保及び育成に努めるとともに、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業等支援機関の役割)

第6条 中小企業・小規模企業等支援機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業等が行う経営基盤の強化及び新規事業の導入のための取組を積極的に支援するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業等支援機関は、中小企業・小規模企業等の組織化並びに中小企業・小規模企業等相互及び中小企業・小規模企業等と関係機関との連携を促進するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業等が経済の担い手として重要な役割を果たしていると認識し、市が実施する中小企業・小規模企業等の振興に関する施策

に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業は、市内における生産、消費の循環を促進するため、中小企業・小規模企業等の製品及びサービスの利用に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、資金の供給、経営・販路の拡大等に関する相談等を通じて、中小企業・小規模企業等の経営の改善及び向上の支援に努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する中小企業・小規模企業等の振興に関する施策に協力するとともに、中小企業・小規模企業等支援機関による中小企業・小規模企業等の支援に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、その教育活動を通じて、中小企業・小規模企業等が経済の担い手として重要な役割を果たしていることの理解を促進するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業等の振興に関する施策に協力し、次世代の中小企業・小規模企業等を担う人材の育成に努めるものとする。

- 2 教育機関等は、共同研究事業等を通じて、中小企業・小規模企業等が行う新技術及び新商品の開発等に関する取組並びに人材の育成に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業等が地域の経済及び雇用の担い手として重要な役割を果たしていることへの理解を深め、市が実施する中小企業・小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、中小企業・小規模企業等の製品及びサービスを積極的に利用することにより、中小企業・小規模企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第11条 市は、生産年齢人口の減少に適切に対応し、中小企業・小規模企業等が必要とする人材の確保及び育成に関し必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、技術革新の進展等に対応し、中小企業・小規模企業等の競争力を強化するため、生産性の向上や業務の効率化の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、地域の経済の持続的な発展のため、創業又は新規事業の創出の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、前3項に規定するもののほか、次の施策を講ずるものとする。

(1) 中小企業・小規模企業等相互の連携の強化に関する施策

- (2) 円滑な事業承継の支援に関する施策
- (3) 労働環境の改善の支援に関する施策
- (4) 販路及び取引の拡大の支援に関する施策
- (5) 事業活動に必要な資金の調達の円滑化に関する施策
- (6) 災害時等において事業を継続するための取組の支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業等の振興に関し必要な施策  
(振興に関する計画)

第12条 市長は、前条の規定による施策（以下「基本的施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業・小規模企業等の振興に関する計画を策定するものとする。

(意見の聴取)

第13条 市長は、前条の計画に基づく基本的施策の実施に当たっては、その施策を効果的に実施するため、中小企業・小規模企業等を中心として運営される会議等を活用し、その意見を聴取するものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業・小規模企業等の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。